

平成24年度税制改正大綱

2011年12月12日作成

土井会計事務所

改正項目	改正時期	税負担	改正内容	改正の影響
所得税				
高所得者への課税強化	2013年以降の所得税より適用	増税	給与収入1,500万円超の給与所得控除を245万円で頭打ちとする。(従来は、超える部分も5%控除があった)	給与収入3,000万円のみの方で、復興増税も合わせると年間39万円増税。
役員退職時の課税方法見直し	2013年以降の所得税より適用	増税	役員在職期間5年以下の役員の退職金について、2分の1課税を廃止。	退職金をもらって社長を引退して会長になり、会長としての在職期間が5年以下だと、2分の1課税を使えなくなるかも。
特定支出控除の範囲拡大	2013年以降の所得税より適用	減税	国家資格の取得費や勤務必要経費(図書費、衣服費、交際費)を特定支出の範囲に追加し、特定支出が給与所得控除の2分の1を超える場合には、所得控除できる。	給与年収500万円以上77万円以上の支出部分が対象。低所得者しか事実上、利用できないのでは。
法人税				
研究開発減税の延長	2014年3月31日開始事業年度まで延長	(延長)	現行の増加型、高水準型いずれも2年間延長。	これまで通り、投資減税を受けられる。
事業用資産の買い替え特例の範囲縮小	2012年4月1日から2015年3月31日の譲渡	増税	10年超の長期所有土地建物の買い替えて、取得対象の土地を一定の建物の敷地で300㎡以上のものに限定し、3年延長。	300㎡未満の土地取得が買い替え特例の適用を受けられなくなる。
中小企業向け投資減税の範囲拡大	2012年4月1日から2014年3月31日取得分	減税	中小企業投資促進税制の対象資産に、品質管理のための試験機器を追加。	これまで減税対象だったデジタル複合機の範囲も見直しされる。
貸付利息を利用した海外節税スキーム制限	2013年4月1日以降開始事業年度より	増税	関連者間での貸付金利息の損金算入を利用した節税策について、損金算入を一部制限。	海外に関連者がいない場合には、関係ない。
相続税・贈与税				
省エネ住宅ローン控除の上乗せ	2012年所得税より適用	減税	省エネ住宅については、住宅ローンの範囲を1,000万円上乗せする。2012年入居で4,000万円、2013年入居で3,000万円。	2012年入居で4,000万円以上の住宅ローンを組んだ場合、最大で100万円税額控除を多く受けられる。ただし、住宅ローン残高が3,000万円以下の場合には、省エネの減税効果はない。
住宅資金贈与の特例延長	2014年12月末まで3年延長	(延長)	祖父母からの住宅資金の贈与を受けた場合の非課税特例を3年間延長。2012年1,000万円、2013年700万円、2014年500万円。	2012年より段階的に引き下げ。
耐震・省エネ住宅の住宅取得資金特例の上乗せ	2012年1月1日以降の贈与より適用	減税	上記の住宅資金贈与の特例に、耐震・省エネ住宅については、500万円上乗せ。	2012年中であれば、最大1,000万円+耐震・省エネ上乗せ500万円+基礎控除110万円=1,610万円まで無税で贈与可能。
消費税その他				
地球温暖化対策税の新設	2012年10月1日より	増税	石油など二酸化炭素を出す化石燃料に増税する。	ガソリン1リットル当り76銭の増税、電気代もアップ。
自動車重量税の減税	2012年5月1日車検分より適用	減税	年0.5トン当り5,000円を3,750円に減税。エコカー減税対象車は2,500円まで減税。	エコカー減税対象車でなければ、1.5トン未満の車で、取得時に3,750円減税だけ(年1,250円減税×3年分)